

第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン
策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務について、下記の要領により公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年7月1日

有田市長 玉木久登

第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン 策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務の受託者を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

- (1) 委託業務名：第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務委託
 - (2) 委託期間：契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで
 - (3) 業務内容：別紙「第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり
 - (4) 見積限度額：総額 6,380,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
令和8年度：3,080,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
令和9年度：3,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
- ※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (3) 自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること）
- (4) 公告日において、有田市一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 過去5年以内（令和3年度以降）に、国や地方公共団体における人権施策推進行動計画、又は男女共同参画プラン等（再犯防止推進計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画等を含む）の策定支援業務の実績を有すること。

4. 参加申出書の提出

- (1) 本プロポーザルの公告の方法

有田市ホームページへの掲載による。

(2) 本プロポーザルへの参加事業者は、次の書類を提出すること。

① プロポーザル参加表明書類一式

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 委任状（様式2）（写し不可）（支店等に参加手続等の委任を行う場合）
- ウ 市町村税完納証明書（発行後3か月を経過していないもの）
- エ 登記簿謄本（法人のみ）又は住民票（個人のみ）（いずれも発行後3か月を経過していないもの）（写し可）
- オ 使用印鑑届出書（様式3）（写し不可）

② 企画提案書類一式

- ア 企画提案書届（様式4）（A4版で、①-オの届出印を押印したものであること）
- イ 業務経歴書（様式5）
- ウ 業務の実施体制（様式6）
- エ 企画提案書（書式自由。後述6. 企画提案の概要を参考に記述すること）
- オ 見積書（書式自由。総額を表示し、各年度の内訳金額をそれぞれ表示すること）

(3) 提出部数

- ① プロポーザル参加表明書類一式：各1部
- ② 企画提案書類一式：各6部（ア～オの順序でインデックスをつけA4ファイルに綴じ、正本1部、副本5部を提出すること）

(4) 提出先：後述10. 担当窓口

(5) 提出期限

① プロポーザル参加表明書類一式：令和8年7月17日（金）正午まで

② 企画提案書類一式：令和8年8月21日（金）17時必着

(6) 提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）

5. 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添仕様書に関し、不明な点がある場合の質問は次のとおりとする。

(1) 質問の受付

① 受付期間：令和8年7月6日（月）～7月17日（金）正午まで

② 提出方法：送付先に記載されたメールアドレス宛てに送信し、送信後にその旨を電話にて連絡すること。質問には事業者名・担当者名・電話番号・電子メールアドレスを記載すること。

③ 送付先：後述10. 担当窓口

(2) 質問に対する回答：令和8年7月24日（金）までに、参加意思を表明したすべての事業者に電子メールにて回答する。

6. 審査及び決定

本プロポーザルは、企画提案書の書類審査（1次審査）及びプレゼンテーショ

ン審査（2次審査）により受託候補者の選定を実施する。

(1) 審査機関

本プロポーザルの審査は、第3次有田市人権施策推進行動計画・第5次有田市男女共同参画プラン策定支援業務委託業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。審査委員会の詳細については、市長が別に定める。

なお、本プロポーザルの公告日から優先交渉権者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者及びその関係者が、本プロポーザルに関して審査委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行ったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、優先交渉権者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

(2) 1次審査（書類審査）

参加事業者が5者を超えた場合、審査委員会において提出書類の内容を評価し、上位5者以内を2次審査（プレゼンテーション審査）の対象として選定する。参加事業者が5者以内の場合は、全者を2次審査の対象とする。

(3) 2次審査（プレゼンテーション審査）

2次審査対象者によるプレゼンテーション及び質疑応答を実施し、優先交渉権者及び次点者を決定する。

① 実施方法：提案書の補足説明等について、審査委員が質疑する方法で行う。プレゼンテーション出席者は3名までとし、業務担当予定責任者（最低1名）の出席を求める。なお、パソコン等の投影による説明は不要とする。

② 説明時間：1者あたり30分以内（プレゼンテーション20分、質疑10分）

③ 日時・会場：詳細は対象者に別途通知する。

(4) 評価基準

別に掲げる「別表：プロポーザル評価基準」のとおり

(5) 選定方法

各提案者の点数は評価者各々の点数の総和とし、最も点数を獲得した者を優先交渉権者とし、2番目に点数を獲得した者を次点者とする。獲得点数が同点の場合は、審査委員会の協議により優先交渉権者を決定する。

(6) 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、優先交渉権者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。また、優先交渉権者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

(7) 委託契約

優先交渉権者を本業務に係る契約候補者とし、優先交渉権者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。この要領に定めることのほか、契約に関する条件は、有田市財務規則（昭和55年規則第1号）に定めるとおりとする。

7. 企画提案の概要

企画提案書には、最低限以下の内容を盛り込むこと。

(1) 会社概要、組織概要

名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、事業概要、経営状況、役員・管理職・一般職等のそれぞれの男女比率など

(2) 実施内容

- ① 業務実施における基本方針
- ② 業務フロー及びスケジュール
- ③ 本市の現行計画の課題分析と、次期計画（再犯防止推進計画・困難な問題を抱える女性への支援に関する市町村基本計画を含む）の策定に向けたアプローチ手法
- ④ インターネット上の人権侵害、多様な性、ヤングケアラー等、近年の社会情勢を踏まえた具体的な施策提案
- ⑤ 調査の分析手法、及び適切かつ測定可能な成果指標（K P I）の設定支援に関する提案
- ⑥ 市内の関連部署や関係機関と連携した計画策定の進め方
- ⑦ 本業務の主担当となる予定の技術者の実績、専門分野、および業務に対する考え方
- ⑧ 業務にあたって貴社が提案できる事項（任意記載）

8. 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当すれば無効となる場合があるので留意すること。

- (1) 提出方法、提出場所、提出期限が条件に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 会社更生法の適用を申請するなど、契約を履行することが困難であると認められる状態に至った場合
- (5) 本市の「暴力団排除条例」に定める規定に抵触する法人の場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 見積金額が見積上限額を上回っている場合
- (8) その他、本要領に関する違反があった場合

9. 選考スケジュール

- (1) プロポーザル参加表明書類一式提出期限及び質問受付期限令和8年7月17日（金）正午
- (2) 質問回答：令和8年7月24日（金）
- (3) 企画提案書類一式の提出期限：令和8年8月21日（金）17時必着
- (4) 1次審査（書類審査）結果通知：令和8年8月下旬（予定）
- (5) 2次審査（プレゼンテーション審査）：令和8年9月上旬（予定）
- (6) 最終選考結果通知：令和8年9月中旬（予定）

※日程については、応募状況等により変更する場合があります。

10. その他の留意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、全て提案者の負担とする。

- (2) 提出のあった書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の内容については、本市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類は非公開とする。
- (5) 本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11. 担当窓口（問い合わせ先）

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所 市民部 市民課 人権啓発係 担当：喜多・岩田

電話：0737-22-3558（直通）

FAX：0737-82-2424

E-mail：jinken@city.arida.lg.jp

別表

1次審査評価基準

評価項目		評価内容	配点
業務遂行能力等	事業者の評価	会社概要・業務体制・業務実績	40
提案内容	実施方針	実施方針・実施体制等	20
	提案力	的確性・独創性・期待度・実現性	40
合計			100

2次審査評価基準

評価項目		評価内容	配点
業務遂行能力等		1次審査の「業務遂行能力等」の得点の2分の1	20
プレゼンテーション及びヒアリング	実施方針	実施方針・実施体制等	20
	提案力	的確性・独創性・期待後・実現性	40
	対応力	取組意欲・説得力・対応力	10
見積価格		適正価格	10
合計			100